

## 静岡県とアース製薬株式会社との包括連携協定

静岡県（以下「甲」という。）とアース製薬株式会社（以下「乙」という。）は、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上を図るために、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、双方の資源を有効に活用した協働を推進することにより、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 地域の安全・安心の確保、災害時の支援に関すること
- (2) 子ども・青少年の育成支援、子育て支援に関すること
- (3) 観光の振興、移住の促進に関すること
- (4) 文化・芸術・スポーツの振興に関すること
- (5) 地域産業の振興、雇用の促進に関すること
- (6) 県民生活の向上や環境の保全に関すること
- (7) 健康増進、高齢者・障害のある方への支援に関すること
- (8) その他、県政の推進や住民サービスの提供に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙（乙の指定する乙の関係会社を含む。）は、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

4 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たって、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等と連携が図れるよう努めるものとする。

### （協定の内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないとときは、有効期間が満了する日から1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に当たって知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（第2条第3項に定める乙の関係会社を除く）に開示し、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して、疑義等が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和5年3月30日

甲：静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事

川勝平太

乙：東京都千代田区神田司町二丁目12番地1

アース製薬株式会社

取締役 最上執行役員

降矢 良幸